

監査委員公表第 1 号

監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したのでこれを公表する。

令和7年4月10日

葉山町監査委員 水 庫 正 裕
同 笠 原 俊 一

葉 監 第 7 号
令和7年4月10日

請求人 (略) 様

葉山町監査委員 水 庫 正 裕
同 笠 原 俊 一

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

令和7年2月14日付けで受理した住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、地方自治法 (以下「法」という。) 第242条第5項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

第1 本件監査請求

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求事項

葉山町議会令和7年第1回定例会で可決された令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 中の生ごみ資源化外部委託費は、葉山町が建設中の「生ごみ資源化処理施設」の稼働が令和7年3月から同年8月に5か月遅れる (以下「稼働遅れ期間」という。) ことによる「新規生ごみ資源化外部委託事業 (仮称)」である。

「新規生ごみ資源化外部委託事業 (仮称)」は、葉山町の稼働遅れ期間のごみ処理対応として最小の経費で最大の効果とは言い難い。新たに必要以上の事業に税を使うことになったのは山梨崇仁町長が職務の監督を怠った重大な過失といえる。

新たに発生した「新規生ごみ資源化外部委託事業 (仮称)」費の内、燃やすごみを現行どおり逗子市で焼却した場合との差額分21,685千円を山梨崇仁町長が町に支払うように求める。

3 請求人から提出された事実を証する書面

① 令和6年度一般会計補正予算 (第9号) 3ページ

- ② 令和7年1月31日に開催されたクリーンセンター再整備に関する特別委員会 参考資料2の3ページ
- ③ 令和6年度逗子市共同処理分廃棄物焼却処理経費内訳
- ④ 令和6年度一般会計補正予算（第3号）5ページ

第2 請求の受理

請求人から住民監査請求書が令和7年2月12日に提出され、同年2月14日付けで受理した。

請求人に対し、住民監査請求書の記載内容の確認を求めたところ、同年2月17日に住民監査請求書の記載の一部が修正された。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述及び証拠の提出

(1) 証拠の提出

請求人より補足資料が提出されたが、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述

法第242条第7項の規定する請求人の陳述を、令和7年2月26日に実施した。陳述では、後記第4の第2項(2)のとおり、請求の根拠が補足された。

2 本件監査対象事項

住民監査請求書によれば、請求人のいう「新規生ごみ資源化外部委託事業(仮称)」費とは、令和6年度一般会計補正予算（第9号）中の歳出（款）衛生費（項）清掃費（目）塵芥処理費（節）委託料の4,813千円の5か月（稼働遅れ期間）分である（24,065千円）。

本件監査請求は、この24,065千円から、燃やすごみを現行どおり逗子市で焼却した場合の費用であるとする19,000千円を差し引いた金額に、令和6年度一般会計補正予算（第3号）中の歳出（款）衛生費（項）清掃費（目）塵芥処理費（節）委託料の3,324千円の5か月分の金額（16,620千円）を加算した金額である21,685千円の損害が葉山町に生じたとして、山梨崇仁町長に対し、この損害額の支払をするよう請求しているものである。

本件監査対象事項は、

- ①令和6年度一般会計補正予算（第9号）中の歳出（款）衛生費（項）清掃費（目）塵芥処理費（節）委託料の4,813千円及び令和7年度一般会計予算中の歳出（款）

衛生費（項）清掃費（目）塵芥処理費（節）委託料のうち前記の４，８１３千円に相当する委託料の令和７年４月から同年７月までの分（以下「生ごみ資源化処理委託料」という。）の支出並びに

②令和６年度一般会計補正予算（第３号）中の歳出（款）衛生費（項）清掃費（目）塵芥処理費（節）委託料の３，３２４千円及び令和７年度一般会計予算中の歳出（款）衛生費（項）清掃費（目）塵芥処理費（節）委託料のうち前記の３，３２４千円に相当する委託料の令和７年４月から同年７月までの分（以下「軽車両によるごみ収集運搬業務委託料」という。）の支出が
違法又は不当な公金の支出であるか否かとした。

３ 監査対象箇所及び事情聴取した職員

環境部クリーンセンター及び環境課を監査対象箇所として、関係書類の提出を求め、環境部長、クリーンセンター所長補佐及び担当職員から事情を聴取した。

第４ 監査の結果

１ 主文

本件請求を棄却する。

２ 理由

（１）住民監査請求書の請求の根拠

住民監査請求書の請求の根拠の記載は、下記のとおりである。

記

- １．「新規生ごみ資源化外部委託事業(仮称)」は、最小の経費での最大の効果とは言い難い根拠

ごみ処理施策は、「燃やすごみ」週２回収集の現行ごみ処理施策から「燃やすごみ」から「生ごみ」を分別収集し生ごみ週２回＋燃やすごみ週１回の新ごみ処理施策へ変わる。

住民の分別負荷増大や、紙おむつ等臭気ごみの収集回数が減るなど大きな変更である。新規施策開始ではなく、現行ごみ処理施策の施策変更期の遅れによる対応に、同じ新ごみ処理施策を共同で行う逗子市は単に現行ごみ処理施策の延長を決めている。

一般論として、ごみ処理施策の新たな施策への移行遅れの対応に新たな事業を起こす必要性は全くなく、逗子市のように単に移行時期を延長すればいいだけで

ある。

「新規生ごみ資源化外部委託事業(仮称)」は、事業費が移行時期の延長による費用額を大きく超える新たな事業であり無駄な事業と言える。

2. 山梨崇仁町長の重大な瑕疵の根拠

“葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する協議書”に従った11月25日の逗子市と稼働遅れの対応協議において、逗子市は生ごみ分別を遅らす意思決定をした。

葉山町は、既に来年3月からの生ごみ収集について外部業者との委託契約も終わっており、これを支払う条件で、

- ① 現行ごみ処理施策の延長で逗子市へ焼却を依頼する。
- ② 生ごみ分別はするが逗子市へ焼却を依頼する。
- ③ 生ごみ分別をして外部委託をする。

の3つが考えられる。

この中で、住民負荷、行政負荷が低く財政効果の高いベストの施策①を逗子市との協議で決めるのが行政の職務である。

行政がこれを怠ったのはトップである山梨崇仁町長の監督責任の重大な過失と言える。

(2) 請求人の陳述

本件監査請求の根拠を補足した請求人の陳述（令和7年2月26日実施）は、概ね下記のとおりである。

記

最初に、今年3月から始まる生ごみ分別の新ごみ処理施策というのは、鎌倉市、逗子市、葉山町で締結された、二市一町広域ごみ処理実施計画に基づくものである。生ごみ資源化制度設計によると、コンセプトは、可燃ごみの抑制、それから環境負荷の軽減、CO₂の削減、三つ目がコスト削減となっている。この覚書が締結されたのは2020年8月です。次に、葉山町の施設稼働遅れは、広域での協議が基本ではないか、二市一町での広域ごみ処理実施計画に基づいているものなので、その協議が基本ではないかと思っています。町は、11月15日のクリーンセンター再整備に関する特別委員会、以下「クリ特」といいますが、その中で議会に、生ごみ資源化処理施設の稼働は2025年7月までの4か月遅れるという説明がありました。そのあと5か月遅れという修正が入っています。3月から始まる予定だったのですが、3月が8月にずれています。クリ特直後の11月

18日に逗子市は新ごみ処理施策の延期を伝えてきました。この生ごみ資源化の施策というのは、逗子市と葉山町が、共同で行うものなので、逗子市は18日に延期を伝えてきたという事実があります。

ここで事務処理の失態・過失といえますか、失態の1として、なぜ、町は広域の事務委託協定を結んでいる逗子市への稼働遅れを説明し対応を協議せず、稼働遅れという重大な情報を葉山町の議会だけに公表したのか。ビジネスの基本を逸脱した事務処理の大きな失態ではないかと考えています。町長が逗子市長と会談で伝えたのは11月25日です。10日前に、そういう情報が議会に流れたということです。これは町の大きな失態ではないかと考えています。

次に、町の提案、この稼働遅れの期間中は集めた生ごみを外部処理するという外部委託を町は提案したのですが、妥当性がないのではないかと。12月3日のクリ特で、稼働遅れ期間の対応について、町は逗子市との協議の説明を次のように述べています。逗子市の延期表明後の11月25日、葉山町長・逗子市長会談、広域ごみ処理協議の申し出をして、27日に初めて、逗子市と葉山町の協議が行われています。11月27日に協議した内容、ここでは、町は2023年5月に取り交わした生ごみ資源化処理施設の設備運営に関する事務委託の協議資料9項に基づき、生ごみ資源化処理が葉山町でできなくなった場合のリスク管理を事前に協議してきたとして、逗子市の生ごみも含めて、外部処理委託を提案した。これは事務処理の失態ではないかということです。町の提案理由となっている生ごみ資源化処理施設の設備運営に関する事務委託協議資料は、生ごみ資源化施設稼働後の対応について述べているものであって、まだ稼働してない時点でこれを適用するのはおかしいのではないかと。既に逗子市が新ごみ処理施策延期を表明しているのに、なぜ、経済効果の低い外部委託の提案を町はしたのか。この時点で、延期した方が経済的効果が高いことはわかっていたはずですが、外部に委託にするよりも、延期した方が経済効果が高いことはわかっていたはずなので、広域処理として、町の経済効果の高い延期を協議して決められたのにそれを怠った。これが失態の2。

それから次に、町が新ごみ処理施策延期より外部委託の経費が安いとしたのは虚偽ではないか。逗子市との協議の後、町は逗子市と異なる外部委託することを表明しました。この時、外部委託の方が経済効果があると虚偽の説明を議会にしました。この内容というのは、資源化費用は月額約480万円。これは、12月3日のクリ特に出されている参考資料に載っていますが、資源化費用は、月額約480万円かかります。延期をして逗子市で焼却した場合は、月額510万円か

かる。これも12月3日のクリ特提出資料参考資料2の中に書かれています。これが事務処理の失態・過失の3ということです。虚偽の根拠として、令和7年2月12日の一般会計補正予算において、町は逗子市で焼却した場合の単価を約3万円と説明しています。本文に書いてありますように月当たり125トン、外部委託すると125トン×3万円で375万円となります。外部委託ではなく逗子市で焼却した場合は375万円となる。月額510万円ではなくて、月額380万円が正しいのではないかということです。事務処理の過失、これで三つ。

過失といいますか失態を書きましたが、これを見逃したのは、その行政トップの管理不行き届きであり、山梨町長に逗子市で焼却した場合との差額約2100万円の賠償を求める。度重なる事務処理の失態、これを1から3まで時系列で見ますと、最初は去年の11月15日のクリ特、二つ目が12月3日のクリ特で、三つ目が処理費の単価が逗子市で焼却する場合510万円と言っていたが、実際は380万円となっているのではないかということです。結果として、本文1ページにあるように、2100万円の無駄な支出が発生した。住民サービスの観点から考えても、わざわざ余計な税を使ってまで、生ごみ処理を外部委託するメリットは何も見当たらない。逗子市と同じように延期をすれば済んだ話ではないかということです。一番大きいのは最初に述べましたように、二市一町の広域ごみ処理の一環なので、こういう施策というのは、少なくとも逗子市と協議して、同じ方向に持っていくのが筋ではないか。なぜ、葉山町は、逗子市と違う対応として、しかも無駄な金を使うのだというのが、請求の根拠です。

(3) 請求人の主張に対する環境部の反論・弁明

本件監査請求に対し、環境部長作成の「住民監査請求に係る反論、弁明書」（以下「反論・弁明書」という。）が提出された。反論・弁明書の記載内容は、下記のとおりである

記

請求の根拠1.「新規生ごみ資源化外部委託事業（仮称）」は、最小の経費で最大の効果と断言し難い根拠
--

○3段落目

➡新規施設の開始時期は、資料1：鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画により定めている。

○4段落目

➡何ををもって一般論という定義をしているか不明。

住民の生活に直結する分別開始時期を急遽変更し、住民生活に混乱を招かないよう対応したものが、生ごみ資源化外部委託であることから、この委託が全く必要ないとは考え難い。

○5段落目

➡二市一町での施策展開のためには必要な事業であり、資料2：令和6年12月3日クリーンセンター再整備に関する特別委員会参考資料2「工事期間延長協議経過報告」のとおり大きく超えない。

請求根拠2. 山梨崇仁町長の重大な瑕疵の根拠

○1段落目

➡逗子市の生ごみ分別を遅らす意思決定の経緯については、資料3：令和6年12月3日クリーンセンター再整備に関する特別委員会参考資料2-2「二市一町の工事延長に係る経緯」にまとめているが、逗子市は、11月18日の時点で生ごみ分別を行わない方針を決定している。

○2段落目

➡生ごみ分別収集に係る一般廃棄物等収集運搬業務委託（軽車両コース）の契約のものと推測するが、この概要を以下に記す。

件名：一般廃棄物等収集運搬業務委託（軽車両コース）

契約日：令和6年9月11日 長期継続契約

契約に定める業務委託期間：令和7年3月1日から令和8年9月30日まで

契約金額

令和6年度： 3, 323, 320円

令和7年度：39, 879, 840円

令和8年度：19, 939, 920円

令和6年9月11日に長期継続契約により、令和8年度までの3か年の契約をしており、分別収集を行わなかった場合は、業務をしないにもかかわらず月額約332万円もの金額を支払い続けるということは、最小の経費で最大の効果をとるは言い難いと考ええる。

①生ごみ処理施策の延長で逗子市へ焼却を依頼する場合は、二市一町の広域によるごみ処理に影響する。具体的には、令和6年度をもってごみ焼却施設の稼働を停止し、逗子市で燃やすことになる予定の鎌倉市の可燃ごみ約3, 197トンの処理に影響する。

②生ごみ分別はするが逗子市へ焼却を依頼する場合、及び③生ごみを分別をし

て外部委託する場合については、資料4：令和5年6月5日の全員協議会参考資料4「葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託の協議資料」P.18の9項のトラブル発生時の対応方法に記載のとおり、トラブルが発生し町の施設で生ごみ資源化処理ができなくなった場合の対応として、次の優先順位として協議していたため、この対応に従って民間処理事業者での資源化処理とした。

① 民間処理事業者等への処理委託

② 逗子市焼却施設での焼却処理

ただし、逗子市が鎌倉市からの可燃ごみの受け入れを開始している場合、焼却量について鎌倉市との十分な調整をする。

○3段落目

生ごみ分別に関する制度設計に基づき生ごみ分別を行っていくことは、既定であり、その開始時期のタイミングは、二市一町によるごみの広域処理の信頼関係の維持とこれまで生ごみ分別に要してきた生ごみ分別に係る広報や住民説明会等の周知活動、ごみと資源物の分別冊子やカレンダー作成印刷等の準備行為又は収集委託契約等のこれまでににかかった時間や経費、住民の混乱に伴う負荷等を勘案し最も財政効果の高い③（住民監査請求書に記載されている「③ 生ごみ分別をして外部委託をする。」）を選択した。

○4段落目

現時点で取り得る最善な選択をしたので過失はない。

以下、住民監査請求意見陳述 本文2ページの請求の根拠について補足する。 に対する反論、弁明。

1ページの陳述内容は、逗子市との協議についての経緯について述べられていますが、前述したとおり、逗子市の生ごみ分別を遅らす意思決定の経緯については、資料3：令和6年12月3日クリーンセンター再整備に関する特別委員会参考資料2-2「二市一町の工事延長に係る経費」にまとめているところである。

逗子市と工事延長の可能性について初めて情報共有したのは、令和6年8月28日であり、工期が遅れた場合の対応については、資料5：令和6年9月24日鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会参考資料3「クリーンセンター再整備工事の見通し」及び資料6：「葉山町から逗子市及び鎌倉市に対する想定問答」のとおり、もし工期内に工事が完成しなかった場合、葉山町及び逗子市の令和7年3月からの分別収集は、住民への説明、周知、分別に対応するための

収集委託や逗子市にあっては指定袋の発注等を進めており、住民への混乱がないよう、また、各業務の契約者へ迷惑をかけず、執行した予算の無駄とにならないよう、当初予定のとおり令和7年3月から開始することを基本とし、逗子市の生ごみは葉山町で受け入れ、民間に委託し資源化处理することにより、鎌倉市の燃やすごみの処理計画に影響がないようにする。なお、事業者の候補としては、オリックス資源循環、J バイオフードリサイクル、アルフォ、西東京フードリサイクル等想定していることを伝え協議を開始している。

2 ページ目町が新ごみ処理施策延期より外部委託の経費が安いとしたのは虚偽？については、逗子市で燃やすごみを処理した場合にかかる経費は、令和7年度単価ベースで（処理単価34,720円＋運搬費6,424円）×125トン＝5,143,000円となる。

補足すると、逗子市の令和5年度焼却単価の予算時単価は41,060円での清算単価は45,140円であり、予算単価に比べ4,080円増額されている実績があり、毎年このような傾向があるため、令和7年度単価も清算時は予算単価よりも増額する可能性がある。

以上

（４）主な事実経過

環境部長提出資料3及び葉山町議会のウェブサイトによれば、主な事実経過は、次のとおりである。

令和6年 8月28日 逗子市事務委託連絡会議、二市一町協議会部会

工期延長申請が提出された。今後協議を進める。

9月24日 二市一町協議会及び逗子市事務委託連絡会議

工期延長に係る情報共有。

9月30日 葉山町議会クリーンセンター再整備に関する特別委員会

当初の予定どおり令和7年2月28日竣工を目指しているが、生ごみ資源化处理施設の躯体工事請負業者が見つからないことから、9月10日以降工事が中断しており、工事再開予定の目途がたたない状況であることを報告。

10月22日 逗子市と事務委託打合せ

躯体業者のあたりがついたこと、正確な工期はまだ共和化工から提示されていないことを報告。

- 10月30日 二市一町ごみ処理広域協議会作業部会
現状共有。
- 11月 5日 逗子市との事務委託連絡会議及び二市一町ごみ広域連絡協議会
躯体業者が見つかったことから、生ごみ資源化処理施設の工事が再開したこと。今年度当初予定より約4か月遅れでの工事着手となり、当初示されていた工事期間を考え合わせると2月28日の契約工期に間に合わないために工期延長の見込みが示されたことを報告し、葉山町としての今後の対応方針を伝えた。
- 11月15日 葉山町議会クリーンセンター再整備に関する特別委員会
11月5日より工事を再開したこと。今年度当初予定より約4か月遅れての工事着手となり、当初示されていた工事期間を考え合わせると2月28日の契約工期に間に合わないこととなり、11月5日に工期延長の見込みが示されたことを報告した。
- 11月18日 逗子市の部長及び課長が来庁
逗子市が令和7年3月からの生ごみ収集を見送る方針であることの話があった。
- 11月22日 葉山町・鎌倉市・逗子市との部課長協議
18日の逗子市の方針に対する、二市一町各部長の意向確認がされ、25日の首長会談を踏まえ再度協議することを確認。
- 11月25日 葉山町長・逗子市長会談
工期延長の謝罪、事情説明及び二市一町ごみ処理広域処理の協議の申出をしたが、協議を断られ、逗子市としては、令和7年3月からの生ごみ収集の見送りすることを表明された。
- 11月27日 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会
25日の葉山町長・逗子市長会談の結果を報告し共有した。
- 11月28日 逗子市の全員協議会で、逗子市は令和7年3月から生ごみ分別を行わないことを報告した。

逗子市に対し、全員協議会での状況確認のための情報提供を依頼した。

1 1月29日 再度、逗子市に対し、全員協議会での状況確認のための情報提供を依頼した。

1 2月 2日 葉山町長、鎌倉市長会談

工期遅延の謝罪、事情説明及び相互協力の協議の申出、
二市一町の全体最適のためにできることは協力する。

逗子市部長、課長と打ち合わせ

全員協議会の質疑内容等について。

1 2月 3日 葉山町議会クリーンセンター再整備に関する特別委員会

令和7年 1月31日 葉山町議会クリーンセンター再整備に関する特別委員会

2月12日 葉山町議会令和7年第1回定例会本会議

令和6年度一般会計補正予算（第9号）を可決。

3月 7日 葉山町議会クリーンセンター再整備に関する特別委員会

3月14日 葉山町議会令和7年第1回定例会本会議

令和7年度葉山町一般会計予算を可決

（5）監査委員の判断

本件監査請求は、生ごみ資源化处理委託料の24,065千円から、燃やすごみを現行どおり逗子市で焼却した場合の費用であるとする19,000千円を差し引いた金額に、軽車両によるごみ収集運搬業務委託料である16,620千円を加算した金額である21,685千円の損害が葉山町に生じたとして、山梨崇仁町長に対し、葉山町にこの損害額を支払うよう請求しているものである。

ア 生ごみ資源化处理委託料と逗子市で焼却する場合の委託料との差額

まず、生ごみ資源化处理委託料と逗子市で焼却する場合の逗子市への委託料との差額について検討する。

生ごみ資源化处理委託料については、令和7年3月3日付けで葉山町と株式会社Jバイオフードリサイクルとの間で、履行期間を令和7年3月3日から同年7月31日までとし、1トン当たり3万8500円とする単価契約による業務委託契約が締結されている。

1か月当たりの生ごみの量を125トンとして試算すると、生ごみ資源化处理委託料は、2406万2500円（3万8500円×125トン×5か月）とな

る。

他方、逗子市で焼却する場合の逗子市への委託料については、請求人は「令和6年度逗子市共同処理分廃棄物焼却処理経費内訳」に基づき1トン当たり3万0400円としているのに対し、環境部長は、令和7年度単価ベースで1トン当たり4万1144円（処理単価3万4720円＋運搬費6424円）であるが、令和7年度単価も清算時は予算単価よりも増額する可能性があるとは主張している（反論・弁明書）。

逗子市への委託料については、逗子市・葉山町事務の委託に関する連絡会議の資料により令和7年度の1トン当たりの予算単価が3万4720円であることを確認したので、この金額に基づき試算することにする。

生ごみ資源化处理する場合は2406万2500円（処理単価3万8500円×125トン×5か月）となり、逗子市で焼却する場合は2170万0000円（処理単価3万4720円×125トン×5か月）となり、令和7年3月から同年7月までの5か月分の委託料の差額は236万2500円となる。

令和7年3月の生ごみの搬出重量をクリーンセンターに確認したところ、95.09トンであった。この重量に基づき5か月分を試算すると、生ごみ資源化处理する場合は1830万4825円（処理単価3万8500円×95.09トン×5か月）となり、逗子市で焼却する場合は1650万7624円（処理単価3万4720円×95.09トン×5か月）となり、令和7年3月から同年7月までの5か月分の委託料の差額は179万7201円となる。

令和6年12月3日のクリーンセンター再整備に関する特別委員会参考資料2における「生ごみ分別、民間処理する場合のコスト」の算出では、横浜市内の民間資源化处理施設へは葉山町職員によりパッカー車で搬出することを想定しており、生ごみ分別、民間処理する場合のコストの算出において運搬費を加算していないが、実際には10トン車による運搬委託をすることになった。受託者である株式会社東亜環境コーポレーションの令和7年2月28日付け業務委託契約変更請書（履行期間の終期が令和7年3月31日）によれば、クリーンセンターから逗子市環境クリーンセンターまでの燃やすごみの運搬及び株式会社Jバイオフードリサイクル横浜工場までの生ごみの運搬について、1日1回運行（10トン車）廃棄物（生ごみ）1台当たり4万1580円となっている。

令和7年3月の生ごみの搬出回数をクリーンセンターに確認したところ、16回であった。そうすると、令和7年3月の運搬費は66万5280円（4万15

80円×16回)となる。他方、従前どおり、「燃やすごみ」から「生ごみ」を分別せずに「燃やすごみ」を収集して逗子市で焼却する場合の運搬費について、上記の66万5280円と比較しうる運搬費の算出は困難である。クリーンセンターから逗子市環境クリーンセンターまで10トン車を運行し、その1台当たりの単価に基づき運搬費を算出することから、毎日、1台に最大積載量である10トンずつ積み込んで(10トンを越える「燃やすごみ(生ごみを含む)」がある場合には翌日に持ち越して)1か月の「燃やすごみ(生ごみを含む)」をすべて運搬することも可能であるとすれば、令和7年3月については、「燃やすごみ」から「生ごみ」を分別せずに「燃やすごみ」を収集して逗子市で焼却する場合に追加の運搬費は発生しないこととなる。

令和7年4月以降の運搬費については、葉山町と株式会社東亜環境コーポレーションとの間の令和7年4月1日付け単価契約による業務委託契約(履行期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)によれば、クリーンセンターから株式会社Jバイオフーズリサイクル横浜工場までの生ごみの運搬については、1日1回運行(10トン車)廃棄物(生ごみ)1トン当たり8316円、クリーンセンターから逗子市環境クリーンセンターまでの燃やすごみの運搬については、1日1回運行(10トン車)の場合1トンあたり1万7556円、1日2回運行(10トン車)の場合1トン当たり8998円、1日3回運行(10トン車)の場合1トンあたり6655円、1日4回運行(10トン車)の場合1トン当たり6017円となっている。この内容からすると、「燃やすごみ」から「生ごみ」を分別せずに「燃やすごみ」を収集して逗子市で焼却する場合の運搬費を試算することは困難である。現状では、主に1日2回運行していることから1日2回運行の場合の8998円であると仮定すれば、株式会社Jバイオフーズリサイクル横浜工場までの生ごみの運搬費8316円との差額は1トン当たり682円となり、令和7年3月の生ごみの搬出重量である95.09トンをもとに、令和7年4月から同年7月までの4か月間の差額を概算すれば25万9405円(682円×95.09トン×4か月)となる。

令和7年3月から同年7月までの運搬費の差額は40万5875円(66万5280円－25万9405円)となる。

イ 生ごみ分別再周知費用

環境部長は、生ごみ分別に関する制度設計に基づき生ごみ分別を行っていくことは、既定であり、その開始時期のタイミングは、二市一町によるごみの広域処

理の信頼関係の維持とこれまで生ごみ分別に係る広報や住民説明会等の周知活動、ごみと資源物の分別冊子やカレンダー作成印刷等の準備行為又は収集委託契約等のこれまでににかかった時間や経費、住民の混乱に伴う負荷等を勘案し最も財政効果の高い生ごみを分別をして外部委託する方法を選択したと主張している（反論・弁明書）ので、生ごみ再周知費用について検討する。

葉山町のごみ収集は、令和7年2月までは「燃やすごみ」を週2回収集していた（以下「旧ごみ収集」という。）ところ、令和7年3月1日から「燃やすごみ」から「生ごみ」を分別収集し、生ごみは週2回、「燃やすごみ」は週1回収集する（以下「新ごみ収集」という。）に変更された。

この変更について周知するために、葉山町は、町民説明会を開催し、印刷物を配布した。

このときの印刷物に係る費用は、次のとおりである。

ごみと資源物の分け方出し方パンフレット印刷費用	180万4000円
ごみと資源物の分け方出し方パンフレット配布費用	47万7702円
ごみと資源物の収集カレンダー印刷費用	78万0120円
ごみと資源物の収集カレンダー配布費用	48万1371円

また、令和6年11月6日から令和7年2月21日まで間において、町民説明会を実施しており、実施延べ回数は71回である。

クリーンセンター所長補佐は、事情聴取において、周知物の修正のための人件費及び住民説明会のための人件費として約80万円の費用が見込まれると説明している。

ウ 軽車両によるごみ収集運搬業務委託料

請求人は、令和7年3月以降も従前のごみ収集を継続するのであれば、軽車両によるごみ収集は不要であるとして、軽車両によるごみ収集運搬業務委託料を損害に加えている。

軽車両によるごみ収集運搬業務委託料については、令和6年9月11日付けで葉山町と横須賀市資源回収協同組合との間で、履行期間を令和6年9月11日から令和8年9月30日までとし、委託料の月額を332万3320円とする業務委託契約が締結されている。なお、契約日から令和7年2月28日までは業務の準備期間とし、委託料支払の対象とはなっていない。

エ 検討

まず、生ごみ分別再周知費用について、新ごみ収集を予定どおり令和7年3月から行い、クリーンセンターまで収集した生ごみを逗子市で焼却することも可能であることから、請求人が主張する生ごみを逗子市で焼却する方法を取ったとしても、生ごみ分別再周知費用は必ず発生するものとはいえない。他方、令和7年3月から新ごみ収集への変更を撤回し、同年7月まで旧ごみ収集を継続したのち、同年8月から新ごみ収集を開始することを町民に周知するためには、相応の再周知費用を要することになる。もっとも、この場合でも、「ごみと資源物の収集カレンダー」は再作成する必要があるが、「ごみと資源物の分け方出し方パンフレット」は、ごみと資源物の分け方出し方と記載しているもので、必ずしも再作成をしなければならぬものとは認められない。

次に、軽車両によるごみ収集運搬業務委託料について、請求人の主張からすれば、令和7年3月以降も旧ごみ収集を継続した場合には発生しないことになる。他方、環境部長は、令和6年9月11日に長期継続契約により、令和8年度までの3か年の契約をしており、分別収集を行わなかった場合は、業務をしないにもかかわらず月額約332万円もの金額を支払い続けることになる旨と主張する（反論・弁明書）。なお、事情聴取におけるクリーンセンター所長補佐の説明によれば、顧問弁護士に相談をしているとのことであった。

そして、上記アのとおり、クリーンセンターまで収集した生ごみを、外部に資源化处理委託をする費用（生ごみ資源化处理委託料）と逗子市で焼却する場合の逗子市への委託料の令和7年3月から同年7月までの5か月間の差額は、1か月の生ごみの量を125トンとして試算した場合には236万2500円、令和7年3月の実績である95.09トンをもとに試算した場合には179万7201円となり、ごみの運搬費の差額が40万5875円となる。

以上を踏まえ、生ごみ資源化处理委託料の支出及び軽車両によるごみ収集運搬業務委託料の支出が違法又は不当であるかを検討する。

まず、令和7年3月から新ごみ収集に変更することを周知するためには約400万円を要したところ、これを撤回して令和7年7月まで延期して同年8月から新ごみ収集を実施することを周知するためには、上記の周知のために要した約400万円はかからないと考えるが、それでも相応の再周知費用が必要となることが認められる。これに加え、ごみ収集の問題は町民生活に重大な影響を及ぼす事柄であり、町民の協力を得る必要があるものであることを踏まえ、一定の期間をかけて周知し

たごみ収集の方法を変更することにより町民に混乱が生じることを避けるために、令和7年3月からの新ごみ収集への変更を延期することなく予定どおり行ったことは理解しうる。

また、改訂葉山町ごみ処理基本計画（令和6年7月見直し）によれば、葉山町には、平成11年に家庭用生ごみ処理機補助開始、平成20年の「ゼロ・ウェイスト」宣言、平成21年に家庭用生ごみ処理容器窓口販売開始など、従前より「ごみの減量化、資源化」への取組みを継続してきた経緯がある。このような経緯を踏まえ、葉山町長として、予定していた生ごみ処理施設の竣工が遅れた場合の処理として、生ごみを焼却する方法ではなく、資源化するために外部委託する方法を選択することについて、著しく合理性を欠くと評価することはできない。

法第138条の2の2が、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」と規定していること、及びごみ処理という事務の性質上、それを具体的にどのような方法によって処理するのかの判断を当該地方公共団体の長の裁量にゆだねるのでなければ、到底適切なごみ処理の執行を期待することができないものというべきであることに鑑みれば、普通地方公共団体の長にはごみ処理という事務の執行に当って広範な裁量権があるものと認められる。

令和7年3月からの新ごみ収集を同年8月からに延期することを町民に周知するために必要とされる費用の発生及びこれにより町民に混乱が生じるおそれ、収集を行わない場合でも軽車両によるごみ収集運搬業務委託料相当額を支払うこととなる可能性、生ごみ資源化処理委託料及び運搬費と逗子市で焼却する場合の逗子市への委託料及び運搬費との差額の金額、葉山町の「ごみの減量化、資源化」への取組みなどの事情を総合考慮すれば、令和7年3月からの新ごみ収集を変更することなく実施し、生ごみを資源化するために外部業者に委託をするという判断について、葉山町長に認められる裁量の範囲を越えているとはいえず、また、著しく合理性を欠くということもできない。

したがって、生ごみ資源化処理委託料の支出及び軽車両によるごみ収集運搬業務委託料の支出が違法又は不当な公金の支出であるとは認めることはできない。

オ 結論

以上のとおり、生ごみ資源化処理委託料の支出及び軽車両によるごみ収集運搬業

務委託料の支出が違法又は不当な公金の支出であるものとは認めることはできないので、主文のとおり本件請求を棄却する。

以 上